

●香川県警察本部告示第2号

香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

香川県警察本部長 千野啓太郎

香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程

香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成12年香川県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証紙の収納報告)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2</u> 所管課長は、前項の規定による報告に基づいて毎月の証紙の収納の状況を種目別に県規則第17条第2項の証紙収納報告書により、翌月7日までに香川県警察本部警務部会計課長に送付しなければならない。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p>(書類の整理及び保存)</p> <p>第7条 取扱所属長は、証紙を貼り付けた書類について処置が完了したときは、<u>当該書類を月ごとに取りまとめ種目別に別冊とし、当該書類に月ごと、かつ、種目別ごとの通し番号を記入し、</u>県規則第18条の表紙を付し、袋として保存しなければならない。</p>	<p>(証紙の収納報告)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定による報告を受けた所管課長は、当該報告のあった証紙の収納の状況を種目別にその課の証紙収納簿に記載の上、検印し、収納状況を把握しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 所管課長は、前項の証紙収納簿に基づいて毎月の証紙の収納の状況を種目別に県規則第17条第3項の証紙収納報告書により、翌月7日までに香川県警察本部警務部会計課長に送付しなければならない。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(書類の整理及び保存)</p> <p>第7条 取扱所属長は、証紙を貼り付けた書類について処置が完了したときは、<u>その書類を月ごとに取りまとめ種目別に別冊とし、通し番号を記入し、</u>県規則第18条の表紙を付し、袋として保存しなければならない。</p>

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、平成29年度分の証紙の収納状況の報告から適用し、平成28年度分までの証紙の収納状況の報告については、なお従前の例による。